事　務　連　絡
令和５年４月27日

一般社団法人日本倉庫協会理事長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
公益社団法人全国通運連盟理事長
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会事務局長
日本内航運送取扱業海運組合事務局長
全国トラックターミナル協会事務局長
殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、
業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について

本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を５月８日に廃止することとなりました。これに伴い、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止となりますが、廃止に当たっての留意事項につき、別添により通知があるとともに、各府省庁所管団体に対する情報提供及び所管団体からの求めに応じた助言等の対応について依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添「（事務連絡）イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」（令和５年４月２７日）を参加会員事業者に対し周知・情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

また、政府においては今後、政府行動計画等の内容を充実させ、これに基づき、各府省庁や各都道府県において、充実した訓練や有事への備えに係る業務を着実に実施するとともに、それらが有事に機能するものとなっているかを内閣感染症危機管理統括庁において点検し、更なる改善を行うこととしております。そのため、これまでに実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する振り返り、検証を行うため、今後、各都道府県、業界団体等に対し、情報提供（資料提供・ヒアリング等）をお願いすることがあるため、ご協力をいただけるようお願いします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡
「イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」